

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外33名

被 告 中部電力株式会社

証拠説明書 (21)

令和2年1月29日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

奥 村 精 軌

外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、乙B第114号証には、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所に下線を引いた。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第114号証 静岡県第4次地震被害想定調査（第一次報告）（抜粋）

[表紙、第I編目次、I-1～20頁、第II編目次、II-95～105頁]

作成者 静岡県

作成年月日 平成25年6月27日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 静岡県は、平成25年6月、内閣府から南海トラフ巨大地震のモデルが提示されたことを受けて、従来地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付けるとともに、東北地方太平洋沖地震から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし（I-1頁），このレベル2の津波による津波高、浸水域等を想定するに当たり、波源として、県内の浸水状況に影響を及ぼすと考えられる主要波源として、南海トラフ検討会が公表した11ケースの津波断層モデルのうちケース①、⑥、⑧の3つのモデルを選定するとともに、一部の地域で他より津波高が高くなるケース②、⑦、⑨についても浸水予測を行っていること（I-5

頁), 津波の伝播・遡上の計算については、南海トラフ検討会と同様に、津波の浅水変形の効果を再現できる非線形長波理論に基づき、平面二次元の差分法を用いて、波源からの津波伝播及び遡上計算を行ったとしていること(I-12頁)、また、津波の伝播・遡上の計算を行う際に海域及び陸域の地形をモデル化しているところ、当該モデルの作成に用いた地形データについては、使用したデータは南海トラフ検討会と同様であり、静岡県独自に二級河川の測量成果等を反映させたとしていること(同頁)；潮位については、満潮位を考慮したとしていること(II-9・5頁)；プレート間地震に伴う地殻変動については、南海トラフ検討会と同様に、地殻変動により地盤が隆起する地点について、これを隆起しないものとして評価したとしていること(I-13頁)を証する。
(静岡県のホームページからダウンロードした。)

乙B第115号証の1 静岡県津波浸水想定（津波防災地域づくりに関する法律
第8条第1項）

作成者 静岡県

作成年月日 平成25年11月（平成27年8月28日更新）

原本・写しの別 写し

立証趣旨 静岡県は、平成25年11月、同県が策定した第4次地震被害想定でのレベル2の津波の最大浸水深図の重ね図を基に、レベル2の津波(L2津波)に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となるものとして、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）8条1項の規定により都道府県知事が策定することとされている「津波浸水想定」としての津波浸水想定図を策定し、公表していることを証する。

(静岡県のホームページからダウンロードした。)

乙B第115号証の2 津波浸水想定について（解説）

作成者 静岡県

作成年月日 平成25年11月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 静岡県は、レベル2の津波による津波浸水想定において、津波襲来時の海岸線から沖合約30mの地点における、地域海岸ごとの東京湾平均海面からの海面の高さとしての「最高津波水位」が、御前崎市においては1.9mとしていること（10頁）、また、レベル2の津波による津波浸水想定の留意事項として、浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあるとするとともに（3頁）、第1波以降に「最高津波水位」が生ずることがあり得るとする図を示し（4頁）、更に津波の計算時間についても最大浸水範囲、最大浸水深が計算できるよう12時間とする（33頁）などしており、「津波最高水位」を、津波数値シミュレーションを行いその結果得られた津波高さの最大値を意味する用語として用いていることを証する。

（静岡県のホームページからダウンロードした。）

乙B第115号証の3 静岡県津波浸水想定（全体図－南海トラフ巨大地震相当分）

作成者 静岡県

作成年月日 平成25年11月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 静岡県が策定した、レベル2の津波による静岡県沿岸の津波浸水想定図を証する。

（静岡県のホームページからダウンロードした。）

乙B第115号証の4 静岡県津波浸水想定図 市町別図（抜粋）

作成者 静岡県

作成年月日 平成25年11月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 静岡県が策定した、レベル2の津波による御前崎市（本件原子力発電所敷地を含む。）の津波浸水想定図を証する。

（静岡県のホームページからダウンロードした。）

以上